

宮行評委第14号  
平成19年8月27日



宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長 大村 虔一

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会  
部会長 林山 泰久

教育・福祉複合施設整備事業に係る大規模事業評価について（答申）

平成19年6月4日付け評価第15号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会  
条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を  
別紙のとおり答申します。

なお、審議の経過については、別添「審議経過」のとおりです。

(別紙)

教育・福祉複合施設整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、適時性、有効性及び効率性等、同条例施行規則(以下「規則」という。)第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化にあたっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面及び事業に適切に反映することを求めます。

#### 記

- 1 事業の具体化にあたっては、教育及び福祉関連施設の一体的整備による連携強化や効率化等の利点を十分に引き出すとともに、各施設機能の特殊性などにも配慮した施設整備と運営を行うこと。(規則第17条第1項第6号関連)
- 2 施設設計にあたっては、利用者ニーズを踏まえ、ハード、ソフト両面の機能充実を図ること。また、広く県民に開かれた施設としての活用方法等について、検討を行うこと。  
(規則第17条第1項第4、6号関連)
- 3 既存施設の跡地についても、その有効活用の方策を早急に検討すること。(規則第17条第1項第5、6、8号関連)

【 教育 ・ 福祉 複 合 施 設 整 備 事 業 】 審 議 経 過

( 第 1 回 部 会 : 平 成 1 9 年 6 月 8 日、第 2 回 部 会 : 平 成 1 9 年 7 月 1 3 日 )

第 1 回 部 会 : 委 員 か ら の 質 問 ・ 意 見	事 業 担 当 課 の 回 答 ・ 説 明	第 2 回 部 会		
	第 2 回 部 会 : 事 業 担 当 課 ( 事 務 局 ) の 追 加 説 明 内 容 ・ 資 料	委 員 か ら の 質 問 ・ 意 見	事 業 担 当 課 ( 事 務 局 ) の 回 答	答 申 で の 取 扱 い
1 事 業 の 概 要 に つ い て				
<p>今回は、平成17年度に大規模事業評価を行ったものに事業内容を付加した再計画なので、評価調書は再計画なりの書き方を検討すること。</p> <p>【林山部会長】</p>	<p>事業内容変更に伴う再計画評価の調書については、計画変更に至る経緯等を適切に記述できるよう、大規模事業評価実施要領に規定する様式の見直し、改正を検討する。 【行政評価室】</p>	<p>評価調書の様式見直しに関しては、答申に盛り込む事項とすべきか。【林山部会長】</p>	<p>事業評価に関わる答申とは分けるべき内容と考える。【行政評価室】</p>	<p>答申には盛り込まない。</p>
<p>追加施設の老朽化は2年前も同様であり、これが平成19年度に再計画となった背景、経緯を示すべき。 【林山部会長】</p>	<p>行財政改革の一環として、平成17年度末から全庁一斉に事務事業総点検を実施したが、その中で、総合教育センター等の建設についても、更なる機能向上や土地・建物の有効活用を図る観点から見直しを行い、同様に老朽化・狭隘化が課題となっていた福祉関係3施設との一体的整備により、連携による機能の強化・向上を図ることとしたものである。これにより、評価項目概要の著しい変更該当することとなったため、改めて計画評価を行うものである。 【教職員課】</p>			
<p>今回、福祉施設の追加は前の教育施設の計画に純粋にプラスだけなのか。例えば面積的に通信制独立校を若干狭めて新たに福祉事業を付加したのか。 【林山部会長】</p>	<p>教育関係の施設については、17年度の審議の際に計画の施設規模や面積について検討したが、今回の審議原案を検討する過程で、縮減できる部分について検討した。</p> <p>さらに今後施設の具体的な在り方を検討する中で、教育、福祉関係施設相互の機能の連携とともに、その高度利用という観点から、施設面の共有なども必要となってくるので具体的な構想を詰める中で、そうした工夫も進めていきたいと考えている。 【教職員課】</p>			
<p>前回評価時に比べて総合教育センター部分の面積が概ね2割減になることについては大丈夫なのか。また、算定の考え方、整理の仕方はどのようになっているのか。 【増田委員】【山本委員】</p>	<p>総合教育センターの総面積算定については、施設の機能を確保するという前提の下、施設の有効活用などを検討しており、機能は維持できるものと考えている。面積の減については、施設機能の有効活用を図ったもので、例えば、数百人規模の研修生が一堂に入れる講堂が必要だと考えていたものを、体育館と併せて多目的ホールという形で一元化できないかなどを検討している。 【教職員課】</p>			
<p>新福祉センター部分の面積は現有施設の面積を大体合計した面積になっているが、複合施設となるのだから、機能の効率化や新たな機能の付加部分についての検討状況はどうか。 【井上委員】</p>	<p>3施設が移転するので、基本的にそれぞれが機能発揮できるような規模を想定している。内部管理的な部分や会議室などは共有できると思うが、これから細部を詰めていく必要があると認識している。</p> <p>また、研修に使う施設、相談部分に関して、単体で持っていた現有施設よりも、利用しやすくしようという構想はある。 【保健福祉総務課】</p>			

<p>複合部分、共用部分をどこに考えているのか。福祉センター部分の中で各種の複合した成果を負わせているような計算をしているのか。</p> <p>【山本委員】</p>	<p>現段階では各施設の機能面発揮にとって必要な面積を計上している。今後、福祉関係と教育関係の機能連携とともに、具体の構想を詰めていく段階で、施設上の有効活用も工夫していく必要がある。</p> <p>【教職員課】</p>			
<p>P F Iをやると民間に貸し出すといった部分が出てくると思うが、そういう相互の計算の関係では床面積が今後変わってくる可能性も含めているのか。</p> <p>【山本委員】</p>	<p>行政目的のために使用しなければいけない施設の規模等ということで調書に記載している。今後、P F I検討の結果民間の施設が入ってくる可能性もあるが、直接的にこの整備規模に影響するものではないと考えている。</p> <p>【教職員課】</p>			
		<p>高校生以上にも対応する施設というのであれば、「子どもセンター」という名称では利用しづらいのではないかと。高校生等にも対応する相談窓口が開かれているということがわかるような名称が望ましいと考えるがどうか。</p> <p>【小山委員】</p>	<p>基本的には18歳までを対象としているが、主に中学生の利用が多い施設となっている。あくまでも児童精神の範ちゅうの対応施設という考えで名称を整理したい。</p> <p>【子ども家庭課、保健福祉総務課】</p>	
		<p>現在の「子ども総合センター」や「中央地域子どもセンター」、「リハビリテーション支援センター」などの名称があって、今回の事業で「総合教育センター」、「通信制独立校」と「新福祉センター」の3つになるということだが、施設機能と併せてわかりやすい名称を検討してはどうか。</p> <p>【増田委員】</p>	<p>教育・福祉複合施設の仮称は建物の名称として想定しているもので、中に入る県機関の名称は「子ども総合センター」等の表示をする考えである。</p> <p>【保健福祉総務課】</p>	
<p>2 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。(規則第1号関連)</p>				
<p>一時保護所は、1人平均何日くらい利用していて、利用状況によって面積も増えることになるのか。</p> <p>【加藤委員】</p>	<p>定員20人に対し1日平均15人(平成17年度実績)利用し、満杯に近い状況である。面積増については今後の検討課題としている。</p> <p>【子ども家庭課】</p>			
<p>3 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(規則第2号関連)</p>				
<p>4 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(規則第3号関連)</p>				
<p>この事業の優先順位が高いということで、今回大規模事業評価に取り上げられていると思うが、施設が古くなっていること以外の理由はどうか。</p> <p>【木下委員】</p>	<p>県には、老朽化している合同庁舎があるが、県民利用施設の整備を優先すべきという考えが基本にある。また、総合教育センターと福祉施設を一緒にすることは、相互連携できる機能があるという理由がある。</p> <p>【保健福祉総務課】</p>			
<p>他に今回事業と併せて整備を検討すべき県有施設は無いのか。今回で再評価して確定ということで良いのか。</p> <p>【増田委員】</p>	<p>機能、その他の制約から他に併せて整備できるものは無い。</p> <p>【教職員課】</p>			

5 事業の手法が適切であるかどうか。(規則第4号関連)				
<p>前回評価時はP F Iにはあまり向かない事業だとしていたのに対し、今回は実施する方向になっている。福祉事業が向いているということか。また、このP F Iは全体でやるのか、福祉部門だけでやるのか。</p> <p>【林山部会長】</p>	<p>全体の施設整備についてP F I方式の導入を検討している。福祉関係施設が加わることで、スケールメリットや民間事業者へのインセンティブが前回よりもかなり高まると考えている。 【教職員課】</p>	<p>P F Iの導入は決定したことか。また、以前の計画評価では民間に比べ県の資金調達コストが有利とのことでP F Iを導入しないこととしていたが、この点はどうか。</p> <p>【加藤委員】</p>	<p>P F Iの導入可能性調査を行っている段階である。また、今回の計画では以前の計画に比べ建設規模が大きくなったことなどから民間のインセンティブも上がることが想定され、資金調達コストも含め、改めてP F Iの検討を行っている。 【教職員課】</p>	
6 事業の実施場所が適切であるかどうか。(規則第5号関連)				
<p>新福祉センターを総合教育センターや通信制独立校と合わせて整備することが良いと判断した経緯や、敷地を同じくすることにより失われるものが無いのか。 【木下委員】</p>	<p>機能面での向上が見込まれ、現在の施設で提供されていた機能を確保しながらさらに機能強化を図りたいと考えている。現時点で複合化のデメリットは考えていない。 【保健福祉総務課】</p>			
<p>福祉施設を(空港近くの)下増田地区に移転し、飛行機の騒音が障害者や問題を抱えたお子さんのストレスにならないのか心配である。対応はどうか。 【小山委員】</p>	<p>今後、具体的な設備構造や施設の配置関係を含めて十分配慮しなければならないと考えている。 【保健福祉総務課】</p>			
<p>現在の中央児童館の公園部分は移転によって無くなるのか。 【小山委員】</p>	<p>現在の野外施設については、今後その活用について検討することになっている。 【子ども家庭課】</p>			
<p>鉄道以外の交通アクセスはどのように考えているのか。 【山本委員】</p>	<p>現在の施設の利用実態を踏まえ、自家用車利用者のための駐車場を確保することにしている。 【保健福祉総務課】</p>			
<p>施設利用者の来所圏域はどうか。 【山本委員】</p>	<p>移転整備する福祉関係3施設のうち、こども総合センターとリハビリテーション支援センターは全県を対象とし、中央地域こどもセンターは仙台市を除く黒川郡等の仙台圏と仙南が対象である。 【保健福祉総務課】</p>			
		<p>現施設の跡地活用については、どうなっているのか。</p> <p>【増田委員】</p>	<p>今の段階では、跡地利用が決まっている通信制課程以外の施設は今後の検討となる。</p> <p>【保健福祉総務課、教職員課】</p>	<p>既存施設の跡地利用について早急に有効活用策を検討すべき旨、答申事項とする。</p>
7 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(規則第6号関連)				
<p>総合教育センターと通信制独立校や新福祉センターについては相当関連があるが、新福祉センターと通信制独立校の関係については必ずしも密接に関連する事業なのか疑問がある。福祉センターと一緒に整備することで、特別視されたくないという通信制独立校の生徒の意識に好ましくない影響が懸念される。生徒の意識の問題を検討したのか、あるいは検討する必要があるのか。 【浅野副部会長】</p>	<p>近年、特に高校において課題となっているのが知的障害だけではなく発達障害と言われる障害を持つ生徒が在籍し、不登校になって学校に来れなくなり、そういった生徒が通信制で学び直しをするという状況がある。通信制では様々な学習、生活層を持った生徒を受け入れて、それぞれの学習を積み、社会に出していくという意味で、通信制の持つ意義は大変大きいと考えている。その中で、実際に高校に学んで不登校になった生徒の中には、相談窓口が分散しているとか、現在ある福祉関係の相談窓口は行きにくいという声も聴いており、施設を一体化することで、相談窓口が一つになり、その中で学ぶチャンスを広げるということは大きな意義があると思っている。メリットを最大限に広報し、学びやすい環境を揃えることに努める考えである。 【高校教育課】</p>	<p>今後、具体的な建物の設計や配置を考えたときに利用者サイドの意見をどう取り入れるかという課題があると思う。もう少し煮詰まってきた段階でどんな施設が望まれているのか、県民に対する情報公開や意見聴取の機会を設けることが望まれる。 【増田委員】</p>		<p>県民に開かれた施設としての活用方法や利用者ニーズを踏まえて、ハード、ソフト両面の機能を充実すべき旨、答申事項とする。</p>

<p>相談窓口などの機能面からの検討だけではなく、少し違う角度からの検討もされたい。こうした複合施設をつくるときに機能的な意味だけのメリット以外の部分、教育的配慮とかの部分についても少し丁寧に記述すべき。</p> <p>【浅野副部長】【林山部長】</p>	<p>複合施設の設置により、通信制課程の多様な能力・適性・学力等に対する指導や生徒が抱える問題への的確な対応が可能になり、通信制で学ぶ生徒にとって、安心して学習できる環境が確保できる。</p> <p>また、福祉センターとの連携により、乳幼児から青少年までを対象としたメンタルクリニック・カウンセリング等の相談支援体制の充実、教職員、精神・心理学的専門家間における情報交換、合同研修及び類似機能の相互連携等が期待できる。</p> <p>さらに、このような教育環境や支援体制の整備に伴い、効果的な指導が可能になり、その成果を他の高校に普及させていくことも期待される。</p> <p>併せて、通信制に対する社会的ニーズの高まり、その役割や新たな機能等について、在校生はもとより、幅広く県民にお知らせし、その必要性や複合施設整備に伴うメリット、相乗効果等について、県民の理解が得られるよう対応していきたい。【高校教育課】</p>			
		<p>総合教育センターに含まれる特別支援教育センターと子どもセンターの部分にはかなり接点があると思われるので、施設が一緒になることを機に、それぞれの機能を見直し、集約すべきところがあれば、実施体制等の検討が求められる。【増田委員】</p> <p>今回は、教育と福祉、福祉の中でも様々なタイプのを盛り込むので、総合化・効率化のメリットと併せて、機能の特殊性を十分考慮したものにする必要がある。【山本委員】</p>		<p>複合施設としての相乗効果を高める一方、それぞれの施設機能の特殊性にも配慮すべき旨、答申事項とする。</p>
<p>8 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(規則第7号関連)</p>				
<p>9 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策は十分か。</p>				
<p>金利が上昇した時の検討はしておくべきではないか。金利の予測は難しいかもしれないが、ランニングコストが5%増えた場合どれくらいのリスクがあるかといった簡単な試算でも良いので検討すべき。</p> <p>【小山委員】【林山部長】</p>	<p>【附属資料7】「金利の変動にかかる試算」</p>			
<p>中央児童館やリハビリテーション支援センターは、現在でも地域の方々にとって重要な施設と思うが、移転に伴っての地域住民への影響やその対策をどのように考えているのか。【加藤委員】</p>	<p>中央児童館については、一部周辺の方が利用する生活道路が中に入っているが、町内会等との関係がどうこうということはない。リハビリテーション支援センターについては、地域の方が婦人防火クラブ、カラオケ教室の会場として使うことがあるが、町内会長に事情を説明している中で、移転されて困るという話にはなっていない。【保健福祉総務課】</p>			

10 事業の経費が適切かどうか。(規則第8号関連)				
<p>PFIを実際にやるかどうかは、これから専門家により議論するのであれば、平成17年と同じように、従前の公共施行という形で、40年間で維持、ランニングコストを全て含めて計算して、最悪ケースを載せておいた方が理解しやすいし、比較もしやすいのではないかと。</p> <p>【木下委員】【林山部会長】</p>	<p>次回会議の際に、40年間で再度試算したデータを提出する。</p> <p>【教職員課】</p> <p>【附属資料8】「40年間の維持管理費について」</p>			
<p>今までの施設では36年から41年ぐらいまで使われているが、PFI方式検討に合わせて30年と短くしてしまうと、その後の維持管理はどうなるのか。 【加藤委員】</p>	<p>今回は、PFI事業における民間事業者との関係で長期間の契約は難しいことから30年で計算した。 【教職員課】</p> <p>施設の使用は、耐用年数から40年前後を想定している。施設の維持管理費については【附属資料8】のとおりである。</p>			
<p>建物が建った後、すぐに所有権が県へ移されるタイプのPFIなのか。 【増田委員】</p>	<p>建設後の所有権移転も有力な方式と考えているが、現在専門的観点からPFI導入可能性調査を進めており、PFI方式の詳細についてはその後に決定したいと考えている。 【教職員課】</p>			
<p>施設全体の面積が前回評価時に比べ1.5倍くらいになる一方、事業費はそれほど増えないという試算になっているが正当なのか。 【増田委員】</p>	<p>今回、新たな福祉センターの施設、そして総合教育センターの面積等の見直しも行って総事業規模を出した後に、県の積算単価を適用して計算した結果である。 【教職員課】</p>			
<p>財源に国庫補助を見込んでいるが、国の財政が厳しい中で見込めなくなった場合の対応はどうか。 【加藤委員】</p>	<p>国庫が見込めなければ起債で充てるのが原則となる。【保健福祉総務課】</p>			
11 その他				